

一般社団法人日本医療薬学会がん専門薬剤師認定制度規程

第1章 総則

(目的)

第1条 一般社団法人日本医療薬学会（以下、本学会と略記）のがん専門薬剤師認定制度は、高度化するがん医療に対応するため、がん薬物療法及び関連領域における高度な知識・技能と臨床能力を備え、かつ社会から信頼される薬剤師の養成と、認定者による社会への還元を促進することにより、国民の保健・医療・福祉に寄与することを目的とする。

(認定制度)

第2条 前条の目的を達成するため、本学会のがん専門薬剤師認定制度規程を制定し、がん領域の薬物療法等に一定水準以上の実力を有し、医療現場において活躍しうる薬剤師を「がん専門薬剤師」として認定する。また、「がん専門薬剤師」の養成に必要な研修を遂行するための指導者ならびに施設を認定する。

(認定の種類)

第3条 本規程で認定する種別は、以下のとおりである。

- (1) がん専門薬剤師
- (2) がん指導薬剤師
- (3) がん専門薬剤師研修施設

(がん専門薬剤師)

第4条 「がん専門薬剤師」とは、がん領域の薬物療法に関する高度な知識と技能を用い、他の医療従事者と協働しがん領域の薬物療法を実践することにより、患者に最大限の利益をもたらすとともに研究活動を実践出来る者として、本学会が実施するがん専門薬剤師認定審査（以下、認定審査と略記）に合格した者をいう。

- 2 「がん専門薬剤師」の認定を申請する者は、以下の要件を具備することを要する。
 - (1) 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師として優れた人格と見識を備えていること。
 - (2) 薬剤師としての実務経験を5年以上有すること。
 - (3) 本学会の会員を5年以上継続していること。
 - (4) 「日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師」、「日本病院薬剤師会日病薬病院薬学認定薬剤師」、「日本薬剤師会生涯学習支援システム(JPALS) クリニカルラダー5以上」、いずれかの認定を受けていること。
 - (5) 本学会が認定する「がん専門薬剤師研修施設」において、本学会の定めた研修ガイドラインに従って、がん薬物療法に関する5年以上の研修歴を有すること。
 - (6) 別に定めるクレジットを5年で50単位以上取得していること。ただし、次のものは必須と

する。

(i) 本学会の年會に1回以上の参加。

(ii) がん専門薬剤師集中教育講座に1回以上の参加。

(7) 自ら実施した5年のがん患者への薬学的介入を伴った症例報告50症例(3領域以上のがん種)を提出すること。

(8) 以下の研究活動のうち、発表あるいは論文の要件のどちらか一方を満たすこと。

学会発表：医療薬学に関する全国学会、国際学会あるいは別に定める地区大会での発表が2回以上あり、本学会が主催する年會あるいはフレッシュャーズ・カンファランスにおいて本人が筆頭発表者である発表を含んでいること。

論文：医療薬学に関する本人が筆頭著者である学術論文が1報以上あること。学術論文は、国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌に複数査読制による審査を経て掲載された論文あるいは症例報告であること(編集委員以外の複数の専門家による査読をされていない論文や商業誌の掲載論文は、本条の対象外)。

(9) 本学会が実施するがん専門薬剤師認定試験に合格すること。

(がん指導薬剤師)

第5条 「がん指導薬剤師」とは、「がん専門薬剤師」としての経験に基づく高度な知識及び技能を有し、研究活動についても自ら推進することが出来、他の薬剤師に対する指導的能力を有すると認められた者をいう。

2 「がん指導薬剤師」の認定を申請する者は、以下の要件を具備することを要する。

(1) 「がん専門薬剤師」として5年以上医療現場で活動していること。

(2) 別に定めるクレジットを5年で50単位以上取得していること。ただし、次のものは必須とする。

(i) がん専門薬剤師集中教育講座に1回以上の参加。

(3) 本学会の会員を5年以上継続していること。

(4) がん領域の学会の会員であること。

(5) 以下の研究活動の要件を満たすこと。

学会発表：医療薬学に関する全国学会、国際学会あるいは別に定める地区大会でのがん領域に関する発表が3回以上あり、本人が筆頭発表者である発表を含んでいること。あるいは国際学会筆頭発表が1回以上あること。

論文：医療薬学に関する学術論文が3報以上あり、本人が筆頭著者である論文及びがん領域の論文を含んでいること。あるいはがん領域の英文論文が1報以上(筆頭著者)あること。学術論文は、国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌に複数査読制による審査を経て掲載された論文あるいは症例報告であること(編集委員以外の複数の専門家による査読をされていない論文や商業誌の掲載論文は、本条の対象外)。

(がん専門薬剤師研修施設)

第6条 「がん専門薬剤師研修施設」とは、一定水準以上のがん領域の診療実績・体制を有し、かつ薬剤師によるがん薬物療法への積極的貢献があり、「がん専門薬剤師」を養成するための体制が整備されていると認められた施設をいう。「がん専門薬剤師研修施設」は、「がん専門薬剤師研修施設（基幹施設）」、「がん専門薬剤師研修施設（連携施設）」の2つがある。

2 「がん専門薬剤師研修施設（基幹施設）」は、以下の要件を具備していることを要する。ただし、基幹施設単独で運営する場合、(2)は適用しない。

- (1) 本学会の「がん指導薬剤師」、「薬物療法指導薬剤師」、「医療薬学指導薬剤師」、「地域薬学ケア指導薬剤師」のいずれか1名以上が常勤として勤務していること。
- (2) 連携施設で研修を行う薬剤師に対して、研修ガイドラインに沿った継続的な指導を実施していること。
- (3) 悪性腫瘍患者に対する入院及び外来診療を実施していること。
- (4) 年間がん薬物療法を50例以上実施していること。
- (5) がん薬物療法レジメンの審査・登録体制を有すること。
- (6) 薬剤師による抗がん薬処方鑑査（注射、内服）を実施していること。
- (7) 薬剤師による抗がん薬混合調製を実施していること。
- (8) 悪性腫瘍患者に対する薬剤管理指導業務を実施していること。
- (9) 緩和医療の実施をしていること。

3 「がん専門薬剤師研修施設（連携施設）」は、以下の要件を具備していることを要する。

- (1) 本学会の「がん専門薬剤師」または日本病院薬剤師会が認定する「がん薬物療法認定薬剤師」のいずれか1名以上が常勤として勤務していること。
- (2) 基幹施設に所属する本学会の「がん指導薬剤師」、「薬物療法指導薬剤師」、「医療薬学指導薬剤師」、「地域薬学ケア指導薬剤師」のいずれかによる研修ガイドラインに沿った継続的な指導の受入ができる体制を有していること。または、基幹施設での研修に参加できる体制を有していること。
- (3) 悪性腫瘍患者に対する入院及び外来診療を実施していること。
- (4) 年間がん薬物療法を50例以上実施していること。
- (5) がん薬物療法レジメンの審査・登録体制を有すること。
- (6) 薬剤師による抗がん薬処方鑑査（注射、内服）を実施していること。
- (7) 薬剤師による抗がん薬混合調製を実施していること。
- (8) 悪性腫瘍患者に対する薬剤管理指導業務を実施していること。
- (9) 緩和医療を実施していること。

4 別途定める研修ガイドラインに沿った研修を可能とする設備と機能を有すること。

5 連携研修を行う者、研修を受け入れている「がん専門薬剤師研修施設（基幹施設）」は、研修実施状況を本学会へ報告すること。

第2章 運営・実施機関

(運営)

第7条 がん専門薬剤師認定委員会（以下、認定委員会と略記）を設け、がん専門薬剤師制度の維持と運営にあたる。

- 2 認定委員会の構成と員数、委員及び委員長を選任、その任期については、本学会の規程等にて定める。

(委員会)

第8条 認定制度の実施のため認定委員会のほか、専門薬剤師制度運営委員会、がん専門薬剤師試験小委員会、がん専門薬剤師研修小委員会、がん専門薬剤師能力向上小委員会を設ける。専門薬剤師制度運営委員会、各小委員会の役割、構成と員数、委員及び委員長を選任、その任期については、本学会の規程等にて定める。

第3章 がん専門薬剤師等の認定

(申請)

第9条 「がん専門薬剤師」、「がん指導薬剤師」または「がん専門薬剤師研修施設」の認定を申請する者及び施設は、申請時において本規程の第4条、第5条及び第6条にそれぞれ定める申請に必要な要件をすべて満たし、申請書と共に認定申請資格を証明する資料を提出し、認定審査を受けなければならない。

(認定試験)

第10条 がん専門薬剤師認定試験を受験する者は、前条の認定審査により受験資格を有することが確認された者とする。

(審査・認定)

第11条 認定を申請する者及び施設に対する認定審査は、認定委員会が行う。

- 2 認定は、認定委員会の審査結果を受けて、理事会の議を経て会頭が行う。
- 3 「がん専門薬剤師」、「がん指導薬剤師」または「がん専門薬剤師研修施設」として認定された者または施設に認定証を交付する。

(登録)

第12条 前項の認定証の交付を受けた者または施設を名簿に登録し、その氏名や施設名を公表する。

(認定期間)

第13条 「がん専門薬剤師」、「がん指導薬剤師」ならびに「がん専門薬剤師研修施設」の認定期間

は5年であり、5年ごとにこれを更新しなければならない。

- 2 「がん専門薬剤師研修施設」は、初回認定時の認定期間が4年6ヶ月として認定される場合があり、4年6ヶ月後にこれを更新しなければならない。

(認定の喪失・取消)

第14条 認定された後、「がん専門薬剤師」、「がん指導薬剤師」ならびに「がん専門薬剤師研修施設」としてふさわしくない行為があった場合、または不適と認められた場合には、認定委員会、理事会の議決によって、認定を取り消すことができる。ただしこの場合、当該者に対し、弁明の機会が与えられなければならない。

第4章 がん専門薬剤師等の更新

(がん専門薬剤師の更新)

第15条 「がん専門薬剤師」の認定の更新を申請する者は、更新申請時点において認定期間中の実績等として以下の要件を具備することを要する。

- (1) 継続して本学会の会員であること。
- (2) 別に定めるクレジットを50単位以上取得していること。ただし、次のものは必須とする。
 - (i) 本学会の年會に1回以上の参加。
 - (ii) がん専門薬剤師集中教育講座に1回以上の参加。
- (3) 自ら実施した薬学的介入を伴ったがん患者の症例報告20症例を提出すること。

(がん指導薬剤師の更新)

第16条 「がん指導薬剤師」の認定の更新を申請する者は、更新申請時点において認定期間中の実績等として以下の要件を具備することを要する。

- (1) 継続して本学会の会員であること。
- (2) 継続してがん領域の学会の会員であること。
- (3) 別に定めるクレジットを50単位以上取得していること。
- (4) 第6条に定める施設あるいは地域・学会等において指導的役割を果たしてきたこと。

(がん専門薬剤師研修施設の更新)

第17条 「がん専門薬剤師研修施設」の認定の更新は、更新申請時点において第6条に定める要件を具備していることを要する。

(更新の申請)

第18条 「がん専門薬剤師」、「がん指導薬剤師」ならびに「がん専門薬剤師研修施設」の認定を更新する者及び施設は、更新申請時において更新要件をすべて満たし、申請書と共に更新要件を証明する資料を提出し、更新審査を受けなければならない。

- 2 「がん専門薬剤師」、「がん指導薬剤師」の認定期間中あるいは更新申請時において、産前産後休暇・育児休暇・介護休暇・海外留学・病気療養などの理由により更新要件を満たさない場合は最長5年間まで更新を保留することができる。
- 3 更新保留を希望する者は、本来の更新申請時点において、前項の理由を証明する資料を提出し、認定委員会の審査を受けなければならない。
- 4 「がん専門薬剤師」の認定更新保留中は、「がん専門薬剤師」を標榜することはできないが、「がん専門薬剤師」を対象とする研修会等には参加することができる。
- 5 「がん指導薬剤師」の認定更新保留中は、「がん指導薬剤師」を標榜することはできないが、「がん指導薬剤師」を対象とする研修会等には参加することができる。

(更新の審査・認定)

第19条 認定の更新を申請する者及び施設に対する認定審査は、認定委員会が行う。

- 2 更新の認定は、委員会の審査結果を受けて、理事会の議を経て会頭が行う。

第5章 費用・手数料等

(連携研修料)

第20条 連携研修料の取り扱いについては細則に定める。

第6章 規程の変更

(規程の改廃)

第21条 本規程の改廃は、理事会において行う。

第7章 補則

(その他)

第22条 本規程に定めるもののほか、本規程の実施について必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 本規程は2026年5月1日より施行する。

2009年11月1日 制定
2014年2月28日 改正
2017年3月24日 改正
2020年1月1日 改正
2020年5月11日 改正

2021年7月27日 改正

2023年3月2日 改正

2024年3月6日 改正

2025年3月4日 改正

2026年3月3日 改正